

懲戒処分（再処分）について

裁判所の和解勧告に基づき、次のとおり懲戒処分（再処分）を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

平成27年4月18日（土）、当事者及び関係職員、計11人は南房総市白浜町内の宿泊施設において、飲酒を伴うバーベキューを行った。バーベキューが終了し、11人のうち関係職員9人が外出した後、同日午後9時頃、当事者は酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転した。

2 経過

- (1) 平成27年6月25日、当事者を懲戒免職処分とした。
- (2) 平成28年6月17日、当事者は、懲戒免職処分の取消しを求める訴えを千葉地方裁判所に提起した。
- (3) 平成29年10月31日、千葉地方裁判所から懲戒処分を取り消す旨の判決を言い渡された。
- (4) 平成29年11月13日、本市は、東京高等裁判所に控訴した。
- (5) 平成30年3月2日、東京高等裁判所より、下記3の和解勧告があった。

3 裁判所の勧告内容

東京高等裁判所から、控訴人及び被控訴人に対し、下記4（1）から（3）までのとおり対応するよう、和解勧告があった。

4 対応

（1）懲戒処分

当事者に対する平成27年6月25日付け懲戒免職処分を取消し、同日付けで停職6月（期間は平成27年6月26日から平成27年12月25日まで）の懲戒処分を実施。

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
保健福祉局	主事	24歳	男	停職6月

※所属局区名、職名、年齢は、平成27年6月25日時点の内容

※処分発令日は、平成30年3月14日付け

(2) 当事者の依願退職

裁判所の和解勧告に基づき、平成29年1月16日付けで当事者は依願退職した。

(3) 当事者による訴えの取下げ

当事者が懲戒免職処分の取消し等を求めて提起した訴訟について、平成30年3月14日付けで取下げが行われた。

(4) 上記対応をした理由

本市はこれまで、飲酒運転の撲滅のため、依命通達や研修等の機会を設けて、飲酒運転を絶対にしないこと・させてはいけないことを周知徹底し、また、懲戒処分の指針において、飲酒運転をした職員は原則免職と定めるなど、職員の公務員倫理意識の維持・向上のための取り組みを進めてきました。

本件事案については、当事者が飲酒運転したことを重く受け止め、懲戒免職処分を行いました。その後、当該処分の取消を求める訴訟が提起され、第一審では、市の主張が認められず、当事者が飲酒運転をした事実が否定されて敗訴となり、それを不服として控訴してまいりました。

平成30年3月2日、東京高等裁判所から紛争解決に向け、控訴人及び被控訴人に対し、上記内容により和解するよう勧告があり、上記のとおり、対応することといたしました。